

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区分	起訴事件											区分		
	前年度からの 繰越未決	本年度の 起訴	計	有罪無罪公消訴權減							有罪に係る人員及び金額			
				懲役刑を科せられたものによる	内	人(社)	千円	罰金	人員	金額				
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	千円	申告所得税		
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	法人税		
その他	外	-	1	1	1	-	-	-	1	1	8,000	その他		
		4	1	5	5	-	-	-	内	-	-			
		4	2	6	6	-	-	-	3	3	60,000	その他		
合計	外	4	2	6	6	-	-	-	4	4	68,000	合計		

調査期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における事績を示した。

(注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。

2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税		そ の 他	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第 238 条	外 件 - -	第 159 条	外 件 - 1	脱 税 犯 規 定	外 件 - 5
第 243 条 <small>平成 22 年度 改 正 前 の 244 条を含む。</small>	外 件 - -	第 163 条 <small>平成 22 年度 改 正 前 の 164 条を含む。</small>	外 件 1 -	両 罰 規 定	外 件 5 -
合 計	外 件 - -	合 計	外 件 1 1	合 計	外 件 5 5

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。

2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分			酒税					揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区分				
			免許者	非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計					
要件 処理数	前年度から の継越処理未済		外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から の継越処理未済				
	検挙		外	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-					
処理済件数	通告処分		外	-	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-	通告処分				
	告発	犯則事 件調査職 員	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則事 件調査職 員告 発				
	その他の 通 知 処 分		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	不告 發		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告 發				
	処公訴 分 權 消 前 減		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
本年度未済件数			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 済件数				
犯則に係る 税額			外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
通罰科金相当額			外	-	-	113	113	113	-	-	-	-	-	-	通罰科金相 當額				

調査対象等：平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況（続）

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	国際観光 旅客税	合計	区分			
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分									
要件 処 理数	前年度からの 継越処理未済		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの 継越処理未済			
	検挙		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検挙			
処 理 済 件 数	通告処分		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通告処分			
	告 発	犯則事件 調査職員	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則事件 調査職員	告 発		
			その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
処 理 済 件 数	通知処分		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分			
	不告発		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発			
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	公訴権消滅		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	公訴権消滅			
	本年度末処理未済件数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度末処理未済件数			
犯 税	犯則に係る額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額			
通 罰 科 金	通告処分額		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告科金相当額			
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113			

調査対象等：平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分		酒 稅			揮 発 油 稅			石 油 ガ 斯 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
		免 許 者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要履行件数	前 年 度 か ら の 継 越 履 行 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 継 越 履 行 未 済	要履行件数
	通 告 处 分	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通 告 处 分	
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	計	
履行等件数	通 告 不 履 行 に よ る 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 不 履 行 に よ る 告 発	履行等件数
	通 公 告 権 消 後 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 公 告 権 消 後 滅	
	通 告 履 行	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通 告 履 行	
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	計	
本 年 度 末 履 行 未 済 件 数	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	本 年 度 末 履 行 未 済 件 数	
通 告 履 行 賞 喫 金 額 相 当	外	-	-	113	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113	通 告 履 行 賞 喫 金 額 相 当	

調査期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。

3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免許者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者														
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3,237	-	-	2	3,237	-	-
〃 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3,237	-	-	2	3,237	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日

(注) 1 「(1)検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数								
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-								
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合計	-								

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税		国際観光旅客税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -	第24条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-	第25条第1号	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-	〃 第2号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-	第26条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-				
		第23条第1号	-						
		〃 第2号	-						
		〃 第3号	-						
		第24条	-						
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。